

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の二十三まで（現行のとおり） （統括管理者等の選任）</p> <p>第四条の二十四（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例第六条の二第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。</p> <p>一 次に掲げるいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア（現行のとおり）</p> <p>イ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（同法第三十二条第一項の規定により合格した第二次試験の技術部門が建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部門を選択した場合に限る。）<u>である者に限る。</u>）として登録を受けている者</p> <p>ウからオまで（現行のとおり）</p> <p>二及び三（現行のとおり） （特定テナント等事業者）</p> <p>第四条の二十五 条例第七条第二項に規定する規則で定めるテナント等</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の二十三まで（略） （統括管理者等の選任）</p> <p>第四条の二十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第六条の二第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。</p> <p>一 次に掲げるいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（同法第三十二条第一項の規定により合格した第二次試験の技術部門が建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部門を選択した場合に限る。）として登録を受けている者</p> <p>ウからオまで（略）</p> <p>二及び三（略） （特定テナント等事業者）</p> <p>第四条の二十五 条例第七条第二項に規定する規則で定めるテナント等事</p>

事業者は、当該テナント等事業者が当該指定地球温暖化対策事業所において使用する事務所、営業所等（以下「特定テナント等事業所」という。）について、毎年度五月末日における状況が第一号又は第二号に掲げるものであるテナント等事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）とする。

一及び二 （現行のとおり）

（特定テナント等事業者の計画書の提出）

第四条の二十六 条例第七条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 計画期間（特定テナント等事業者に該当した年度から当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所に係る地球温暖化対策計画書の計画の期間の終了年度までをいう。以下この条及び第五条の二第二項において同じ。）

二及び三 （現行のとおり）

四 計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度まで（事務所、営業所等の使用開始前の期間を除く。）の特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量。ただし、前条第二号の要件に該当しない特定テナント等事業者にあつては、五千平方メートル未満の床面積を使用して事業活動を行つた期間のものを除くことができる。

五 （現行のとおり）

六 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事業所の

業者は、当該テナント等事業者が当該指定地球温暖化対策事業所において使用する事務所、営業所等（以下「特定テナント等事業所」という。）について、毎年度五月末日における状況が次に掲げるもののいずれかであるテナント等事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）とする。

一及び二 （略）

（特定テナント等事業者の計画書の提出）

第四条の二十六 条例第七条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 計画期間

二及び三 （略）

四 特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度の特  
定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量

五 （略）

六 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その

概要

- 七 (現行のとおり)
- 八 その他地球温暖化対策指針に定める事項
- 2 (現行のとおり)
- 第五条 (現行のとおり)  
(知事による地球温暖化対策計画の公表等)
- 第五条の二 条例第八条第二項の規定による地球温暖化対策計画書の公表の内容は、次に掲げる事項とする。
  - 一 から四まで (現行のとおり)
- 2 条例第八条第二項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の公表の内容は、次に掲げる事項とする。
  - 一 計画期間
  - 二 地球温暖化の対策の推進に係る目標
  - 三 前号の目標を達成するための措置の計画及び実施状況
  - 四 計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度までの特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量
  - 五 前各号に掲げるもののほか、特定テナント等地球温暖化対策計画書に記載する事項(経営に関する事項その他公表することにより特定テナント等事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。)
- 3| 条例第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

他事業所の概要

- 七 (略)
- 八 その他地球温暖化の対策に関する事項
- 2 (略)
- 第五条 (略)  
(知事による地球温暖化対策計画の公表等)
- 第五条の二 条例第八条第二項の規定による公表の内容は、次に掲げる事項とする。
  - 一 から四まで (略)
- 2| 条例第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一及び二 (現行のとおり)  
 第五条の三から第八十三条まで (現行のとおり)  
 別表第一から別表第九まで (現行のとおり)  
 別表第十 公害防止管理者の資格要件(第四十九条関係)

区分	資格要件
東京都一種公害防止管理者	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者 (一) から(九)まで (現行のとおり) (十) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条第三項に定める技術管理者となる資格を有する者 (十一) から(十四)まで (現行のとおり) 二から四まで (現行のとおり)
東京都二種公害防止管理者	(現行のとおり)

別表第十一から別表第二十まで (現行のとおり)  
 別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

一及び二 (略)  
 第五条の三から第八十三条まで (略)  
 別表第一から別表第九まで (略)  
 別表第十 公害防止管理者の資格要件(第四十九条関係)

区分	資格要件
東京都一種公害防止管理者	一 次の各号のいずれかに該当する者を対象に行う一種公害防止管理者講習を修了した者 (一) から(九)まで (略) (十) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条第二項に定める技術管理者となる資格を有する者 (十一) から(十四)まで (略) 二から四まで (略)
東京都二種公害防止管理者	(略)

別表第十一から別表第二十まで (略)  
 別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)